

製品安全データシート

1. 製品及び会社情報

| | | |
|--------------|---|------------------------------|
| 試作品名 | ザイロン™ | X5403,G010Z,G020Z |
| MSDS 整理番号 | XY-J005-2 | |
| 会社名 | 旭化成ケミカルズ株式会社 | |
| 住所 | 〒101-8101 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地 神保町三井ビルディング | |
| 担当部門 | 機能樹脂事業部 | ザイロン営業部 機能樹脂開発・マーケティング推進部 |
| 電話番号 | ザイロン営業部 | 03-3296-3386 |
| | 機能樹脂開発・マーケティング推進部(自動車材料 Gr) | 052-212-2133 |
| FAX 番号 | ザイロン営業部 | 03-3296-3473 |
| | 機能樹脂開発・マーケティング推進部(自動車材料 Gr) | 052-212-2229 |
| 緊急連絡先 | 機能樹脂開発・マーケティング推進部(ザイロン担当) | 受付時間 平日 9:00 ~ 18:00 |
| 電話番号 | 機能樹脂開発・マーケティング推進部(ザイロン担当) | 044-271-2561 |
| FAX 番号 | 機能樹脂開発・マーケティング推進部(ザイロン担当) | 044-271-2166 |
| 奨励用途及び使用上の制限 | < 奨励用途 > 家電用途、電子材料、自動車材料、工業材料等の用途のプラスチック原料 < 使用上の制限 > 弊社ザイロンは、以下の用途には使用しないで下さい。 ・体内、粘膜、体液、血液、薬液などに触れる医療容器・包装・用具・部品 ・食品容器・包装・器具・部品、飲料水などに触れる器具、部品* ・口に触れる玩具、飲料水などに触れる玩具。 本MSDSに記載のグレードは以下の用途には使用しないで下さい。 ・強酸(硫酸・蟻酸等)に触れる部品・容器・包装 | |

製品安全データシート

2. 危険有害性の要約

【GHS 分類】

| | | |
|-----------|-----------------|---------|
| 健康に対する有害性 | 生殖毒性 | 区分1 |
| | 標的臓器/全身毒性(単回暴露) | 区分1(心臓) |
| | 急性毒性(経口) | 区分5 |
| 環境に対する有害性 | 分類できない | |

【GHS ラベル要素】

絵表示またはシンボル



注意喚起語

危険

重要危険有害性情報

生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

臓器(心臓)の障害

特有の危険有害情報

熔融状態で、ガスを発生する。

【注意書き】

安全対策

- ・全ての安全注意を読み、理解し、予防対策をするまで取り扱わないこと。
- ・本製品を使用する時に、その場で飲食または喫煙をしないこと。
- ・必要に応じて保護手袋、保護眼鏡を着用すること。特に熔融した樹脂を取り扱う際は火傷防止を図ること。
- ・押し出し加工時にはガスが発生するので、有効な局所排気装置等を設置すること。

製品安全データシート

3 組成、成分情報

化学名または一般名: ポリフェニレンエーテルとポリアミドの混合物

ポリ(2,6-ジメチル - 1,4 - フェニレンオキサイド)、ポリアミド、スチレン系樹脂、エラストマー、及び無機フィラーの混合物

成分及び、含有量、官報公示整理番号、及び CASNo.

| 成分 | 含有量 [wt%] | 化学式 | 官報公示 整理番号 (化審法/安衛法) | CAS No. |
|---------------------------------|--------------|---|---------------------------|--------------------------|
| ポリ(2,6-ジメチル - 1,4 - フェニレンオキサイド) | 10 ~ 30 | $[-C_6H_2(CH_3)_2O-]_n$ | (7)-1241 | 25134-01-4 |
| ポリアミド | 20-50 | $[-NH-C_5H_{10}-CO-]_n$ $[-NH-C_6H_{12}-NH-CO-C_4H_8-CO-]_n$ | (7)-357 (7)-382 | 25038-54-4 32131-17-2 |
| スチレン系樹脂 | 0 ~ 15 | 非公開 | 登録あり | 番号あり |
| エラストマー | 2 ~ 15 | 非公開 | 登録あり | 番号あり |
| ガラス繊維 | 0 ~ 30 | ガラス状物質* | 非該当 | 65997-17-3 14807-96-6 |
| 臭素化ポリスチレン | 10 ~ 20 | 非公開 | (6)-1579 | 88497-56-7 |
| 三酸化二アンチモン | 2 ~ 4 | Sb_2O_3 | (1)-543 | 1309-64-4 |
| 添加剤 | 0 ~ 2 | 非公開 | 登録あり | 番号あり |
| 酸化チタン** | 0 ~ 5 | TiO_2 | (1)-558 | 13463-67-7 |
| カーボンブラック** | 0 ~ 1 | C | 非該当 | 1333-86-4 |

Total:100wt%

*ガラス状物質については別表参照

**酸化チタン及びカーボンブラックの合わせた最大添加量は 5wt%である。

【別表】ガラス状物質に含まれる金属酸化物及び元素

ガラス状物質は下記別表に記載された安定した金属酸化物を含む酸化珪素の網目構造化合物である。

| 成分 | 含有量 [wt%] | 化学式 | 官報公示整理番号 (化審法/安衛法) | CAS No. |
|----------|--------------|-----------|-----------------------|------------|
| 二酸化珪素 | 52 ~ 56 | SiO_2 | (1)-548 | 7631-86-9 |
| 酸化アルミニウム | 12 ~ 16 | Al_2O_3 | (1)-23 | 1344-28-1 |
| 酸化鉄 | 0 ~ 0.4 | Fe_2O_3 | (1)-375 | 1309-37-1 |
| 酸化カルシウム | 16 ~ 25 | CaO | (1)-189 | 1305-78-8 |
| 酸化マグネシウム | 0 ~ 6 | MgO | (1)-465 | 1309-48-4 |
| 酸化硼素 | 5 ~ 8 | B_2O_3 | (1)-71 | 1303-89-2 |
| 二酸化チタン | 0 ~ 1.0 | TiO_2 | (1)-558 | 1344-54-3 |
| フッ素 | 0.1 ~ 1 | F | 対象外 | 7782-41-4 |
| 酸化カリウム | 0 ~ 0.8 | K_2O | (9)-2423 | 12136-45-7 |
| 酸化ナトリウム | | Na_2O | (1)-495 | 1313-59-3 |

製品安全データシート

4. 応急措置

| | |
|--------------------|---|
| ペレットを飲み込んだ場合 | 誤って飲み込んだ場合は、直ちに吐き出し、異常があれば医師の診断、手当てを受けること。 |
| ペレットが目に入った場合 | 目に入った場合は、擦らず、大量の水で洗浄する。この時、コンタクトレンズは直ちに取り外す。異常があれば、眼科医の診断及び手当てを受けること。 |
| 溶融樹脂が皮膚に付着した場合 | 溶融物を引き剥がさず、直ちに大量の水で患部を30分以上冷却する。その後、医師の手当てを受けること。 |
| 溶融物から発生したガスを吸入した場合 | 気分が悪くなった場合には、直ちにその作業場から離れ、換気の良い場所に移り、必要に応じて医師の診断を受けること。 |
| 救急措置をする者の保護 | 体に異常を訴える者は、医師の診断を受けること。 |

5. 火災時の措置

| | |
|--------------|--|
| 消火剤 | 注水, 水噴霧, 各種消火器等を用いることができる |
| 火災時の特有の危険有害性 | 火災時には、強い熱, 黒煙, CO ₂ , CO等のガスが発生する恐れがある。 |
| 特定の消火方法 | 一般の火災と同じ消火法を用いる。安全な距離から消火を行う。 |
| 消火を行う者の保護 | 消火作業をするときは、防火服と呼吸器具を着用する。風上から消火する。 |

6. 漏出時の措置

| | |
|----------------------|--|
| 人体に対する注意事項保護具及び緊急時措置 | ペレット、粉末共に床面に残ると滑る危険性があり、速やかに清掃する。 |
| 環境に対する注意事項 | 排水系などの水面へ漏出した場合は、鳥類, 魚類等への悪影響を考え、全て回収すること。 |
| 回収、中和、封じ込め、及び洗浄方法 | 掃き取り、若しくは掃除機による除去を実施し、回収後、廃棄する。 |
| 二次災害の防止策 | 特になし |

製品安全データシート

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

熔融樹脂を取り扱う時は、保護眼鏡、耐熱手袋、長袖の作業着を着用し、火傷の防止に努めること。また、熔融樹脂からは、ガスが発生する為に吸入を避ける様に努めること。

局所排気・全体排気

押出機、或いは射出成形機等を用いて熔融樹脂を取り扱う時には、ガスが発生する為、発生個所では、有効な局所排気を実施すること。また、上記作業を実施する、建屋内、あるいは作業スペースでは、換気扇等による全体換気に努めること。

火気への注意

ペレット状の本樹脂は、常温では、引火、爆発のおそれは無いが、近傍で火災が発生した場合には、ガスを発生し、消火活動が困難になることがある。このため作業場の整理整頓に努め、火気をみだりに使用しない。

- (1) 裸火を用いる暖房(ストーブ等、焚き火等)の禁止。
- (2) マッチ、ライター等の携行及び喫煙の禁止
- (3) 静電気発生を防止の為、使用する機器等(押出機、成型機、空送ライン、バグフィルター等)への接地(アース)を実施すること。
- (4) 使用する工具はスパーク等火花の発生しない安全工具とする。
- (5) その他、着火源となるものの発生及び接近を避ける。

安全取扱い注意事項

- (1) 本製品を使用する時に、飲食をしない。
- (2) 床上にこぼれた場合は、常に清掃して取除く。放置すると足もとが滑って転倒を招く恐れがある。
- (3) 正しい作業手順を定め遵守する。

保管

以下の様に適切な保管条件を満足する場所で保管すること

- (1) 直射日光の当たらぬ場所に保管する
- (2) 高温多湿な場所を避けて保管する。
- (3) 発火源から離れた場所で保管する。
- (4) 静電気災害を防止する対策を取る

安全な容器包装材料

保管条件を満足できる包装容器材料であること

製品安全データシート

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策

設備対策は第7項を参照のこと。取り扱い場所ではシャワー、手洗い、洗顔設備を設け、その位置を明瞭に表示する。また、「火気厳禁」「関係者以外立ち入り禁止」「長袖着用」など、注意喚起を促す表示を見やすい所に表示する。

管理濃度、許容濃度

樹脂の溶融物から、ガスが発生するが、管理濃度・管理濃度は設定されていない。

粉塵

日本産業衛生学会, ACGIH とも本樹脂の許容濃度は定めていないが、粉塵に関しては、次の値が適用される。(文献 3)、4)、及び 5))

| | 時間荷重平均値 | |
|------------------------------|----------------------|-----------------------|
| | 吸入性粉塵 | 微粉塵 |
| 日本産業衛生学会 (2008年) 第三種粉塵 | 2mg / m ³ | 8mg / m ³ |
| ACGIH (2008年) 一般粉塵 | Respirable | Inhalable |
| | 3mg / m ³ | 10mg / m ³ |

保護具

呼吸器の保護具

発生ガス, フェームを吸入する可能性がある場所での作業は有機ガス用マスクを着用する。樹脂製品の機械加工, サンディング, バグフィルターからの樹脂粉体の除去, 篩分機の掃除など粉塵が発生する作業では防塵マスクを着用すること。

手の保護具

必要に応じ着用が望ましい。特に、溶融した樹脂を取り扱う際は、火傷防止のため、断熱性の良い手袋を使用する。

目の保護具

サイドシール付きの樹脂製保護眼鏡, 樹脂製ゴーグル等の着用が望ましい。

皮膚及び身体の保護具

溶融した樹脂を取り扱う際は、長袖の衣服を着用し、火傷防止をはかる。

製品安全データシート

9. 物理的及び化学的性質

外観

| | |
|----------|--------------------------------------|
| 物理的状態 | 固体 |
| 形状 | ペレット状 |
| 色 | 着色されている |
| 臭い | わずかに特有の臭いがある |
| pH | 該当せず |
| 融点 | 220 ~ 270 |
| 引火点 | 400 以上 |
| 発火点 | 400 以上 |
| 爆発限界 | |
| 上限 / 下限 | データ - なし (粉末状で取り扱う場合は、静電気対策など注意が必要。) |
| 比重(又は密度) | 1.0 ~ 1.5 |

溶解性

| | |
|----------------|----------------------------------|
| 水 | なし |
| その他の溶媒 | 強酸(硫酸、蟻酸等)、ヘキサフルオロイソプロパノールなどに溶解。 |
| オクタノール / 水分配係数 | データなし |

10 安定性及び反応性

| | |
|-----------|--|
| 安定性 | 直射日光を避け、火気や熱源を遠ざけて保存する限り、常温では安定。 |
| 反応性 | 反応性はない |
| 避けるべき条件 | 直射日光、火気、熱源、及びその粉塵の形成 溶融状態で長時間放置しない。 |
| 避けるべき物質 | 強酸 |
| 危険有害分解生成物 | 燃焼時には、黒煙、CO ₂ 、CO及び微量のHCN、NH ₃ 等のガス発生の恐れがある。 |

製品安全データシート

11. 有害性情報

当製品には、三酸化二アンチモンを最大 4wt%、酸化チタンを最大 5wt%、及びカーボンブラックを最大 1wt% 含む。(ただし、酸化チタンとカーボンブラックの合計で最大 5wt%)。以下に、これら含んだ場合の GHS 分類を示す。下記成分単体における有害性情報は、参考文献 1) 及び 2) に記載されている分類に基づいた。

| | 樹脂成分、 添加剤 | 三酸化 二アンチモン | 酸化チタン | カーボンブラック | 製品としての 分類 |
|----------------------|--------------|-------------------------|------------------|-------------|-------------------|
| | | | 合わせた添加量は 5wt% 以下 | | |
| 含有量 | 90wt% 以上 | 4wt% 以下 | 5wt% 以下 | 1wt% 以下 | |
| 急性毒性(経口) | 分類できない | 区分 5 | 区分外 | 区分外 | 区分 5 (下記) |
| 眼に対する重篤な損傷性/ 眼刺激性 | 分類できない | 区分 2 B | 区分 2 B | 分類できない | 分類できない (下記) |
| 発がん性 | 分類できない | 区分 1 B | 区分外 | 区分 2 | 分類できない (下記) |
| 生殖毒性 | 分類できない | 区分 1 B | 区分外 | 分類できない | 区分 1 (下記) |
| 標的臓器/全身毒性 (単回暴露) | 分類できない | 区分 1 (心臓) 区分 2 (呼吸器) | 区分 3 (気道刺激性) | 分類できない | 区分 1 (心臓) (下記) |
| 標的臓器/全身毒性 (反復暴露) | 分類できない | 区分 1 (呼吸器) | 区分 1 (肺: 吸入) | 区分 1 (肺) | 分類できない (下記) |

GHS の急性毒性(経口)における三酸化二アンチモンの区分 5 への分類の根拠において、「ヒトの疫学事例で、死亡がみられており(CERI ハザードデータ集 2001-7 (2002))、ヒト健康に対する急性的な懸念が示唆され、ある状況下ではヒトの死亡がみられたため、区分 5 とした。」とあり、ATE 値としての明示がなく、かつ、区分 5 の分類が、「ある状況下では高感受性集団に対して危険を及ぼすような物質を識別できるようにすることを目的としている」事から、区分 5 (警告: 飲み込むと有害のおそれ) とした。

区分 2 B の三酸化二アンチモンを最大 4wt%、酸化チタンを最大 5wt%、樹脂ペレット中に含むが、混合物の GHS カットオフ値により、分類できないとした。

区分 1 B の三酸化二アンチモンを最大 4wt%、及び区分 2 のカーボンブラックを最大 2.5wt%、樹脂ペレット中に含むが、分類された化学物質は、製品(樹脂ペレット)中に含有されており、該当物質が製品から分離して、粉塵、ガス、ミスト、蒸気として吸入される恐れが無い為、分類出来ないとした。

区分 1 B の三酸化二アンチモンを最大 4wt%、樹脂ペレット中に含むため、混合物の分類に基づき、区分 1 (危険: 生殖能または胎児への悪影響のおそれ) とした。

区分 2 (呼吸器) に分類される三酸化二アンチモンを最大 4wt%、区分 3 (気道刺激性) に分類される酸化チタンを最大 5wt%、樹脂ペレット中に含むが、分類された化学物質は、製品(樹脂ペレット)中に含有されており、該当物質が製品から分離して、粉塵、ガス、ミスト、蒸気として吸入される恐れが無い為、呼吸器、気道刺激性については、分類できないとした。また、区分 1 (心臓) に分類される三酸化二アンチモンを最大 4wt%、樹脂ペレット中に含むので、区分 1 (心臓) に分類した。

区分 1 (呼吸器) に分類される三酸化二アンチモンを最大 4wt%、区分 1 (肺: 吸入) に分類される酸化チタンを最大 5wt%、及び区分 1 (肺) に分類されるカーボンブラックを最大 1wt%、樹脂ペレット中に含む(ただし、酸化チタンとカーボンブラックの合計量は 5wt% 以下)が、分類された化学物質は、製品(樹脂ペレット)中に含有されており、該当物質が製品から分離して、粉塵、ガス、ミスト、蒸気として吸入される恐れが無い為、分類出来ないとした。

製品安全データシート

12. 環境影響情報

当製品には、酸化亜鉛を最大 0.5wt%、酸化チタンを最大 5wt%、及びカーボンブラックを最大 2.5wt%含む。(ただし、酸化チタンとカーボンブラックの合計で最大 5wt%)。以下に、これら含んだ場合の GHS 分類を示す。下記成分単体における有害性情報は、参考文献 1)及び 2)に記載されている分類に基づいた。

| | 樹脂成分、 添加剤 | 三酸化 二アンチモン | 酸化チタン | カーボンブラック | 製品としての 分類 |
|-------------|--------------|---------------|-----------------|----------|----------------|
| | | | 合わせた添加量は 5wt%以下 | | |
| 含有量 | 90wt%以上 | 4wt%以下 | 5wt%以下 | 1wt%以下 | |
| 水性環境有害性(急性) | 分類できない | 区分3 | 区分外 | 区分外 | 分類できない (下記) |
| 水性環境有害性(慢性) | 分類できない | 区分3 | 区分4 | 分類できない | 分類できない (下記) |

区分3の三酸化二アンチモンを最大 4wt%、樹脂ペレット中に含むが、分類された成分の加算による急性有害性分類により分類できないとした。

区分3の三酸化二アンチモンを最大 4wt%、及び区分4の酸化チタンを最大 5wt%、樹脂ペレット中に含むが、分類された成分の加算による慢性有害性分類により分類できないとした。

13. 廃棄上の注意

廃棄においては、関係法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従って、都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者もしくは、地方公共団体がその処理を行っている場合には、その団体に委託して処理する。廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。本製品を含む廃棄物(廃液、固形物等ならびに洗浄排水)を直接河川に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避けること。焼却する場合は、焼却設備を用いて、大気汚染防止法等の諸法令に適合した処理を施して処理する。尚、本製品を使用後、本製品容器(紙袋、ドラム缶、フレキシブルコンテナ等)を廃棄するときは、本製品の残留が無いことを確認した上で、関係法規に従って廃棄し、他に転用しないこと。

製品安全データシート

14. 輸送上の注意

国際規制

IMDG (国際海上危険物規則)コード 該当しない

ICAO-TI(国際民間航空機関技術指針 / IATA-DGR(国際航空運送協会危険物規則)
該当しない

国連分類 該当しない

国連番号 該当しない

国内規制 該当しない

海洋汚染物質 該当しない

輸送の特定の安全対策及び条件 梱包袋が破れないように水洩れや乱雑な取り扱いをさける。もし、破袋してペレットが飛散した時は、滑って転倒しないように特に注意する。
空気輸送の場合は、静電気災害防止対策を行う。

15. 適用法令

消防法

指定可燃物(3000kg 以上)に該当する。

化学物質管理促進法

現行指定化学物質(平成12年 3月30日施行) 1 - 25

(PRTR 法)

新規指定化学物質(平成20年11月21日公布) 1 - 31

「アンチモン及びその化合物」を含む。

平成21年度のPRTRデータについては「アンチモン及びその化合物(25号)」で届出し、平成22年度以降は、「アンチモン及びその化合物(31号)」で届け出る必要があります。

| 製品名 | アンチモンとしての濃度 |
|-------|-------------|
| G010Z | 2.78wt% |
| G020Z | 2.70wt% |
| X5403 | 3.31wt% |

労働安全衛生法

名称等を通知すべき有害物

(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)

政令番号 第38号 「アンチモン及びその化合物」

着色剤中に以下のものを含む場合がある。

政令番号 第191号 「酸化チタン()」

政令番号 第130号 「カーボンブラック」

毒物及び劇物取締法

該当しない

海洋汚染及び海上災害の防止に 該当しない

関する法律

製品安全データシート

16. その他の情報

本製品安全データシート(MSDS)は、現時点で入手できる最新の資料、データに基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。また、MSDS中の注意事項は通常の実施を前提としたものです。製品使用者が特殊な取扱いをされる場合は用途、使用法に適した安全対策を実施の上、製品を使用して下さい。また、当社は、MSDS記載内容について十分注意を払っていますが、その内容を保証するものではありません。

参考文献

- 1) 独立行政法人、製品評価技術基盤機構、GHS 分類結果データベース
<http://www.safe.nite.go.jp/ghs/index.html>
- 2) 中央労働災害防止協会、GHS モデル MSDS 情報
http://www.jaish.gr.jp/user/anzen/kag/kag_main01.html
- 3) 日本産業衛生学会誌、「許容濃度の勧告 (2006 年度)」
- 4) ACGIH, “Guide to Occupational Exposure Value, (2005)”
- 5) ACGIH, “TLVs, and BEIsR Based on the Documentation of the Threshold Values for Chemical Substances and Physical Agents & Biological Exposure Indices”, (2005)